

第4回 福岡市医療的ケア児等支援協議会[開催日:令和7年10月27日(月)]

開会

○事務局より

- ・会議の公開、傍聴等の説明、資料の確認
- ・委員紹介、事務局紹介、第4回の開催にあたり趣旨説明

報告(1)医療的ケア児・者への支援の拡充について

※事務局より、配布資料7に沿って説明後、協議に移る。

委 員:医療的ケアスコアについて。人工呼吸器使用者以外にも、重症度が高く、手厚いケアを必要とする方がいる。こども病院では、そのような方々も含めて医療的ケアの程度を評価することを試みている。

委 員:「医療的ケア児在宅レスパイト事業」について。8月の拡充以降、対象である 24 時間人工呼吸器使用児の訪問看護の利用時間数は増えている。夜間の利用希望も多くなっており、事前の調整があれば、可能な限り対応するようにしているが、他の訪問看護ステーションにおいては人員体制の都合上、夜間の対応は厳しいという話を聞いている。
24時間人工呼吸器使用児以外で、在宅レスパイト支援の拡充を必要としている医療的ケア児の事例として、一つは重度の心不全がある場合だと聞いている。通所や宿泊が困難であるため、訪問看護の利用が求められている。もう一つは医療的ケア児が2人以上いる家庭の場合であり、訪問看護を利用して親が休める時間ががないという。

委 員:訪問看護による在宅レスパイトは効果的だが、訪問看護ステーションによる供給体制の課題がある。また、医療的ケアの内容を踏まえると、病院でのレスパイトが必要な方も少なくないはずである。

委 員:比較的動ける医療的ケア児の場合、呼吸器やカニューレが外れるおそれがあるため、つきっきりで見守らなければならず、病院でのレスパイトは受け入れが難しいという話を聞く。

委 員:医療的ケアに伴う見守り支援の評価については、そのような要素も加味していかなければならない。

委 員:市内の訪問看護ステーションにおいても、まだ「医療的ケア児在宅レスパイト事業」に登録していないところがある。

事務局:現在、「医療的ケア児在宅レスパイト事業」に登録している訪問看護ステーションは69事業所であり、そのうち54事業所と福岡市は協定を締結して事業を実施してもらっている。なお、福岡県の資料によると、令和7年5月1日時点で福岡市内に 285 事業所あ

り、そのうち人工呼吸器管理を実施して、かつ小児及び 24 時間対応体制としているところは84事業所となっている。委員の指摘のとおり、まだ登録していない訪問看護ステーションがあるため、事業の周知に努めていきたいと考えている。

委 員：18歳以上を対象とする「訪問型在宅レスパイト事業」については、人工呼吸器使用者の上限時間拡充だけでなく、利用対象者についても拡大されているのか。

事務局：従前は人工呼吸器管理または気管切開部の処置が必要な者に限定していたが、8月以降は他の医療的ケアも対象にしている。

委 員：人工呼吸器使用者の拡充された上限時間について、年間 338 時間というのは何を目安にして設定したものなのか。

事務局：24 時間人工呼吸器使用児の介護を行っている家族にヒアリングを行ったところ、週に1回はまとまった休息が欲しいという話があった。週に1回は8時間のまとまった休息が取れるよう、医療保険による訪問看護の対象時間を除き、年間 52 週間にて計算したものである。

委 員：人工呼吸器使用児であっても、年間 338 時間まで必要としない家庭もあるだろうし、一方で人工呼吸器使用児以外であっても、年間 48 時間では不足している家庭もある。医療的ケアの程度の評価も効果的だろうが、それぞれ家庭の状況も判断の基準として考慮していくべきではないだろうか。

委 員：「訪問型在宅レスパイト事業」について。家族が急な怪我によって介護ができなくなったものの、独居であるために利用できない事例があった。成人の場合は単身の独居で、家族が通って介護しているケースも少なくない。

委 員：医療的ケア児の入院時コミュニケーション支援について。病院の管理下では外部の人間が医療行為を行うことはできないが、普段の慣れているヘルパーに医療従事者との懸け橋となつてもらうことで、親のレスパイトに繋がっている。

委 員：入院時の医療的ケア児の家族の支援を行っていると、自分で介護をやらないといけないという強い思いを持っている親が多く、子どもを他の人に預けることに踏み切れない、自分で抱え込むような様子を見ることが少なくない。病院と相談支援の連携によって、医療的ケア児の家族と寄り添えるような体制が構築できればよいと思っている。

委 員：医療的ケア児の家族の相談に何でも対応できるようなスペシャリストが多くいるとは思えない。やはり日頃から関わっている訪問看護師やヘルパーとともに、いかに情報を共有して伴走できるのかが重要である。1人のスペシャリストよりもチームで伴走できるような体制を構築できる人材が求められる。

委 員：福岡市は福岡県と連携して、医療的ケア児等コーディネーターの育成に取り組んでいるところだが、その多くは相談支援専門員である。病院との連携という観点を踏まえると、医療職の人間がチームにいた方が、より充実した伴走支援になるのではないだろうか。

委 員：医療ニーズが高い方の相談支援においては、医療的な知識の程度によって、支援の進みやすさが大きく異なる。医療的な知識に乏しいと、当事者からの不信感に繋がるおそれもある。

報告(2)医療的ケア児が利用できる社会資源(主に障がい福祉サービス)の不足に関する 専門部会の成果について

※事務局より、配布資料8に沿って説明後、協議に移る。

委 員：生活介護事業所において、多くの医療的ケア者を受け入れているが、常に目を離すことができない重度の方に対しては、看護師による重点的な対応が必要となり、他の利用者にも影響を及ぼすことがある。事業所として常勤看護等加配加算があったとしても、実態は休憩もそこそくに対応に追われている状況であり、看護師もそれぞれの方の医療的ケアに慣れるまでには3か月以上は必要である。

委 員：重度の医療的ケアを必要とする方でも、仕事ができ、学ぶことができるよう、事業所の職員が努めている現実を踏まえて、行政には課題解決に向けて取り組んでいただきたい。

委 員：過去に区役所の窓口で、制度上できないからと、訪問看護と居宅介護の併用を断られたという医療的ケア児の家族の話を聞いている。その後、区役所職員に実際の介護の様子を見て検討してもらったことで、特例による併用が認められた経緯があった。医療的ケア児の家族のレスパイト支援についても、規則だからできないと決めつけるのではなく、個別の事情も見て、検討していただきたい。

事務局：窓口の職員の役割として、相談に来られた方の声をきちんと聞いたうえで、個々の状況に応じた支援の提案をすべきである。一方で、国の制度である以上、できること、やつてはいけないことという範囲もある。福岡市としても、過去に医療的ケア児者の家族の声を聞いて、在宅レスパイト事業を開始した経緯がある。様々な施策がある中で、何を優先して実施していくべきかと検討する際に、本協議会のような医療的ケア児者に係る各分野の有識者の意見が貴重となってくるため、引き続きご協力をお願いしたい。

委 員：3度の専門部会での検討を経て、比較的軽微な医療的ケア児者を受け入れる事業所を増やす取り組みと、より重度な医療的ケア児者への支援の2点について提案があったとのことだが、今後の動きはどのように考えているのか。

事務局：専門部会からの提案は、福岡市としても今後の施策の参考にさせていただきたいと考えている。特に事業所の裾野を広げるための、研修会や見学会などについては、関係者の協力をいただいて実施できないかと考えている。

委 員:実際に医療的ケア児者を受け入れている事業所や、学校看護師などを講師として研修会を実施することで、新たな事業所の参入が期待できるのではないだろうか。

委 員:超重症児者について、病院でも預かることが難しいという意見があるようだが、こども病院においては可能な限り、今後は積極的に受け入れていきたいと院内でも考えているところである。検討中である医療的ケアの程度の評価についても、活用していきたい。

委 員:一方で、成人後の医療的ケア者については、超重症の場合、受け入れ先が本当に少なくて厳しいというのが現状である。

委 員:先ほど、こども病院において検討中の医療的ケアの程度を評価について話があったが、福岡市として制度の参考にするつもりはあるのか。

事務局:医療的ケアの判定スコアは、障がい福祉サービス等を利用する際に、看護職員の配置等を判断するために国が定めた指標であり、今後見込まれている医療的ケア児支援法の改正等に伴って、判定スコアの議論も進むのではないかと考えている。国の動向を注視しつつ、こども病院において検討中の医療的ケアの程度の評価も参考にしながら、福岡市の施策について検討していきたい。

委 員:こども病院において検討中の医療的ケアの程度の評価については、医療の専門分野にて検討された内容として、医師や看護師の配置や、レスパイト入院などの際の指標となることが期待される。一方で、在宅レスパイト事業における指標を考えるならば、医療的ケアの程度だけでなく、家庭の環境なども加味するべきではないかと思う。

委 員:入院レスパイトについて、その時は保護者の休息になっても、病院側による慣れないケアや人員不足によって十分なカバーができないなどの理由によって、退院後は体調が悪化し、結局自宅に戻ってきて保護者による手厚いケアが必要になるという話も聞く。入院時に支援者によるコミュニケーションを工夫することで、もっと効果的なレスパイトにつなげられないだろうか。

閉会

事務局:来年度に想定される医療的ケア児支援法の改正など、国の動向を注視しながら、引き続き、当協議会においても課題を検討していきたい。今後とも、委員の出席をお願いする。